

中津川市移住促進 PR 動画制作業務
仕様書

令和 2 年 11 月

中津川市

1 委託業務名

中津川市移住促進 PR 動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

3 目的

コロナ禍における、新たな手法での中津川市の魅力発信

- ・中津川市での暮らしの魅力をPRするための映像を制作する。
- ・映像は中津川市での『暮らし』をイメージ（疑似体験）できるものとし、ホームページへの掲載やオンラインセミナーなどで発信する。
- ・映像による中津川市の魅力発信により移住促進を図り、人口減少に歯止めをかけることを目的とする。

4 映像の内容

①下記テーマに沿った内容で、時間は各5分程度の動画とすること。

②映像のテーマ

「子育てしやすいまち」

「森林と清流に囲まれたのびのびとした暮らし」

「リニアが停まる田舎まち」

「自然の中で働く」

③各動画は、スマートフォンでの視聴や、中津川市定住情報ポータルサイト、

「中津川に住もう」公式YouTubeチャンネルでの配信での活用等を想定したものとすること。

④音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

⑤移住検討者に対し本市を強くアピールし、移住の動機付けに繋がるものとして、ロゴ・キャッチコピーを制作・活用するとともに、数値的な情報を盛り込むなど、移住先としての本市の魅力が凝縮されたものとすること。

⑥ストーリー性があり、かつ移住検討者の心に響くものとすること。

⑦斬新な発想によるアイデアで、他市との差別化を図ること。

⑧本業務における宣伝用素材としてのみならず、広く本市及び岐阜県の移住促進施策に長期継続的に使用できるものとすること。

- ⑨「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016」の Web アクセシビリティ基準に対応できる項目を明記すること。

5 業務の実施計画

契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画（実施内容、スケジュール等）を作成し、本市の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、本市と十分協議したうえで行うこと。

6 納品

本業務完了後、速やかに下記の成果物を提出すること。

- ① 実施報告書（業務の実施期間、実施内容、その他市の指示するものを記載）
- ② 委託業務完了届
- ③ 動画データ（形式は「MP4」を基本とすること。）
- ④ ③を格納した外部記録媒体（形式等は市の指示によること。）

7 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

8 その他 業務遂行の留意点

8-1 会議の開催・記録

本業務の履行期間内は、進捗や課題の確認のため、月 1 回以上の会議を行うこと。会議は議事録を作成し、会議終了後 10 営業日以内に提出すること。また、期間中の進捗報告を適宜行うこと。

8-2 再委託

受託事業者は、デザイン、撮影、編集、公開等、各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得て、再委託先の行った作業の結果について、受託者が全責任を負う場合は、この限りでない。

8－3 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

8－4 権利の帰属

作成される成果物の著作権等の取り扱い、次に定めるところによる。

(ア)本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。

(イ)業務の成果物等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

(ウ)受託者は、本市に対し、著作権および人格権を行使しないものとする。

8－5 その他の協議事項

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。なお、本仕様書に疑義の生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、本市と協議の上、取り決めるものとする。

以上